

競争的研究費等の管理・監査取扱規程

株式会社オルニス
代表取締役 庄子 和之

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」の趣旨に基づき必要な事項を定め、当社における競争的研究費等の不正使用を防止し、適正かつ効率的な管理・監査を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、会社が競争的研究費等を使用して実施する事業等を適用範囲とし、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（役員、社員、契約社員、協力社員、パートタイマー等）を対象とする。

第2章 運営・管理責任体制

第3条（最高管理責任者）

最高管理責任者は代表取締役とする。最高管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負うものとし、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するように努める。

第4条（統括管理責任者）

統括管理責任者は取締役とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、不正防止策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき会社全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

第5条（コンプライアンス推進責任者）

コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等が採択された都度、最高管理責任者が指名する者とする。コンプライアンス推進責任者は競争的研究費等の実質的な責任と権限を有し、コンプライアンス教育の実施、コンプライアンス違反または恐れがある場合の調査・解決、再発防止策を策定し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

第6条（不正防止計画推進体制）

会社の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、統括管理責任者が最高管理責任者の下に不正防止計画を推進する。不正防止計画の推進のため、次に掲げる業務を行う。

1. 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
2. 関係部門と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
3. 行動規範の策定等に関すること。
4. その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

第7条（内部監査）

内部監査は、最高管理責任者（代表取締役）が主導し、不正発生要因に応じたモニタリング・監査を実施する。必要に応じて外部専門家（公認会計士等）に依頼する。

第3章 教育・啓発

第8条（コンプライアンス教育）

1. コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、競争的研究費等の不正使用防止のための方針およびルール等の教育を行う。
2. コンプライアンス教育は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、本規程および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を用いて実施し、アンケート等により教育受講者の理解度を把握する。理解度の低い受講者に対しては再度コンプライアンス教育を実施する。

第9条（誓約書の提出）

1. コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者に対し、行動規範を定め、その内容を遵守する旨の誓約書の提出を求める。
2. 誓約書には以下の事項を盛り込む。
 - (1) 当社の規則等を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 規則に違反して不正を行った場合は、会社や競争的資金等を配分する機関による処分および法的な責任を負担すること

第4章 不正行為への対応

第10条（不正行為の通報）

1. 当社内外からの不正行為に関する通報を受け付ける窓口を置き、不正行為の通報に関する仕組みについて、ホームページ等により当社内外に公表し、周知を図る。

- 不正行為に関する通報を受けた場合は、通報の受付から30日以内に、最高管理責任者及び統括管理責任者が、通報内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

第11条（調査の実施）

- 調査が必要とされた場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無およびその内容、関与したものおよびその関与の程度、不正使用の相当額について調査する。
- 不正に関する調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、会社に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。また、第三者の調査委員は会社および通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 調査が必要とされた場合、最高管理責任者は必要に応じて被通報者等の調査対象になっている者に対し、調査対象制度の競争的研究費等の使用停止を命ずることができる。
- 調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法等について競争的研究費等を配分する機関に報告、協議しなければならない。
- 通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者がかかわる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を競争的研究費等を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を競争的研究費等を配分機関に提出する。
- 調査過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、競争的研究費等を配分機関に報告する。
- 競争的研究費等を配分する機関が当該事業に係る資料の提出または閲覧、現地調査、調査の進捗状況および中間報告を求めた場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、調査終了前であっても応じる。

第12条（不正に対する処分）

- 調査委員会において不正が行われたと判断された場合は、会社の就業規則等に従って、その懲戒処分を決定する。
- 不正に関与した取引業者に対しては、不正に支出された当該競争的研究費等の返還を求めるとともに、不正への関与の度合いを勘案し、それに応じて一定期間の取引停止等の処分とする。

第13条（不正防止計画の策定・実施）

統括管理責任者が指名した者は、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定するとともに、実情に応じ見直しを行う。

第5章 適正な運営・管理活動

第14条（予算の執行）

競争的研究費等を支出財源とした物品等の予算執行については、プロジェクトコードの設定等により特定できるようにする。

第15条（執行状況の検証）

1. 競争的研究費等の執行状況については、当初計画と比較して著しく遅れていないか、また計画の遂行に問題がないかを確認し、問題が認められる場合には改善策を協議する。
2. 正当な理由により予算の執行が当初計画より遅れる場合においては、繰越制度等を積極的に活用する。また、予算を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響がないことを周知徹底する。

第16条（発注および検収）

1. 発注は原則として研究開発当事者以外の者が実施する。
2. 検収は原則として研究開発当事者以外の者が実施する。
3. 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成、機器の保守・点検）など）に関する検収について、有形成果物がある場合には成果物および完了報告書等で検収を実施する。成果物がない場合は検収担当者が立ち合いで確認することで検収を実施する。
4. 発注者および検収者ともに研究プロジェクトに関与している場合、発注・検収は別の人物が担当し、各記録に署名を行うことにより相互牽制を確保する。

第17条（物品管理）

換金性の高い物品については、競争的研究費等で購入したことを示すラベルを貼付して管理する。

第18条（取引業者に対する対応）

1. 取引業者に対し、原則として誓約書等の提出を求める。ただし、コンプライアンス推進責任者が不要と判断した場合はその限りではない。
2. 誓約書には以下の事項を盛り込む。
 - (5) 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - (6) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - (7) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - (8) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

第19条（その他）

1. 旅費に関しては会社の規程で定めたとおり処理する。
2. 競争的研究費等を支出財源とする出張を行った時は、その用務内容・訪問先・宿泊先・面談者等を記載した出張報告書を会社に提出する。
3. 非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理については、原則として当該非常勤雇用者が所属する部門が実施し、採用時および定期的な面談、勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。

第6章 監査

第20条（モニタリングおよび監査）

競争的研究費等に関するモニタリングおよび監査については、会社の内部監査規程に定めるところにより実施する。

第7章 情報発信・共有化

第21条（情報発信・共有化の推進）

- 競争的資金等に係る事務処理手続に関して、明確かつ統一的な運用を図るための相談窓口を置く。
- 当社の競争的資金等の不正への取組に関する方針等に関しては、企業活動の都合上、原則、配分機関への報告を持って公表に代える。ただし、最高管理責任者が公表可能と判断した内容については、ホームページ等に掲載し公表する。

【相談・通報窓口】

窓口名称：競争的資金に関する通報・相談窓口

E-mail : support@ornis-c.co.jp

通報等をいただく場合には、できる限り以下の事項を明らかにしていただきますようお願ひいたします。

- 氏名
- 勤務先、部署名、役職名
- 連絡先
- 法令に違反している行為（又は法令に違反しようとしている行為）、どの法令の違反が疑われるか
- 法令違反行為について信ずるに足りる理由（通報内容が真実であることを裏付ける証拠や関係者による信用性の高い供述等）

附則

- 本規程は、2025年8月6日から施行する。